［第五十三号様式（附則第二十条関係）　別紙九］

特定投資株式の譲渡損失明細書

氏　名

前年分の一般株式等に係る譲渡所得等に係る所得金額が赤字の方であって、その赤字のうちに特定投資株式の譲渡損失がある方で、その損失の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以降の年度分の市町村民税及び道府県民税の所得金額の計算上控除を受けようとする方は、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

特定譲渡損失の金額の計算

（赤字の金額は、△を付けないで書いてください。）

一般株式等に係る譲渡所得等の金額	①	円
特定投資株式の譲渡による損失の金額 （損失の金額がない場合には０と書いてください。）	②	
特定投資株式の価値喪失による損失の金額 （損失の金額がない場合には０と書いてください。）	③	
特定譲渡損失の金額 （①の赤字の金額と（②＋③）の赤字の金額のうち、いずれか小さい金額。）	④	

○　「特定投資株式」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する一定の特定中小企業者に該当する株式会社等（以下「特定中小会社」といいます。）の設立の際に発行された株式又は設立の日後に発行された特定中小会社の株式で、その特定中小会社との間で締結されたその株式に係る投資に関する条件を定めた一定の契約に基づき払込みにより取得したものをいいます。

（備考）

1　「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」欄には、前年中において行った一般株式等の譲渡について、収入金額から必要経費等を差し引いて発生した譲渡所得等の金額を記載すること。

2　「特定投資株式の譲渡による損失の金額」欄には、前年中において行った特定投資株式の譲渡について、収入金額から必要経費等を差し引いて発生した損失の金額を記載すること。

3　「特定投資株式の価値喪失による損失の金額」欄には、前年中において、株式としての価値を失ったことにより生じた損失の金額を記載すること。